

京都市急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年2月23日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第127号

京都市急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市急病診療所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、「。以下同じ」を削り、「管理受託者（条例第9条の規定に基づき急病診療所の管理の受託を受けた団体をいう。）」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)